

平成 20 年 10 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 平成20年10月17日 午前11時35分

閉 会 平成20年10月17日 午後 0 時40分

2 出席委員

大 橋 委 員 長 冷 泉 委 員 岩 田 委 員

畑 委 員 谷 口 委 員 田 原 教 育 長

3 欠席委員

な し

4 出席事務局職員

宮 野 教育次長 森 永 管理部長

高 熊 指導部長 橋 本 理事  
総務企画課長事務取扱

鈴 江 教育企画監 小 橋 教職員課長

木 内 管理課長 松 本 特別支援教育課長

下河邊 総務企画課参事 阿 部 副 課 長

廣 田 主 任 嶋 田 主 任

## 5 議事の概要

### (1) 開会

委員長が開会を宣告

### (2) 前会議録の承認

ア 9月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

### (3) 報告事項

ア 請願・陳情等の受理状況について

(ア) 宇治に新設される特別支援学校の基本設計に伴う請願について

#### 【報告】

指導部長から、請願の概要について説明の後、学校規模については、他府県の200名を超える規模の特別支援学校も参考にし、十分な施設設備と教員体制を準備をしていること。バリアフリー・安全対策は最も重要であり、バリアフリー法、福祉の町づくり条例、文部科学省・特別支援学校施設整備指針を踏まえて、十分な対策を講じていること。フロア配置では、各学部ごとの年齢構成に配慮した構成とすることにより教育効果が期待できるものと考え、一方で保護者からの意見もあることから、十分に検討していきたいこと。また、基本設計作成までの経過として、平成18年度に府南部の特別支援学校3校のPTA役員と懇談を行い、新設校の施設設備や教育内容について様々な意見をうかがったこと。懇談の際には、当該役員の意見を聞くだけでなく、事前に関係保護者の方々の意見を集約していただくなどの工夫を行い、基本設計にはその要望や意見を取り入れたこと。基本設計完成後は、各学校において保護者説明会の開催、基本設計説明書の閲覧により、学校を通じて意見をいただいていること。これらの意見と請願の内容について整理し、校長と十分に相談し、保護者・教職員へ具体的な内容を説明をしていきたいこと。今後も学校・保護者と協力しながら、京都府の特別支援教育の拠点校にふさわしい学校づくりを目指したい旨の報告があった。

#### 【意見等】

委員から、保護者等からの意見聴取の手続きは、現行の仕組みの中で過不足無く取り組まれているが、先進的な県ではワークショップを立ち上げるなど時間をかけて児童生徒や教職員の意見聴取を行う事例もあり、よりよい施設を作るために様々な方法で意見聴取をして欲しいこと。スロープ設置の要望などは説明を聞くと設置不要と理解できるが、保護者への説明が抽象的で十分な理解が得られていないと感じるため、具体的な内容を示した説明が必要であること。請願内容には実際の基本設計と異なる記載もあり、基本設計内容が十分に伝わっているのか疑問を感じる点があること。施設のハード面の要望はすべてを取り入れることは不可能であり、ソフト面でどのように充実をさせていくのかという説明も併せて行うなど、取り入れることができる部分は十分に検討をいただきたいこと。「子どもたちのため」にどうすべきかという視点から考えることが大切であり、そのためにも保護者の方々への

説明は大事であること等の意見があった。委員長から、保護者等から様々な意見についてしっかり吟味し、効果等を整理・検討の上、実施設計に向けて取り入れることができる範囲のものは取り入れるなど、できるだけ反映いただきたいこと。また、基本設計に対する説明が不十分ではないかとの意見もあり、対応を検討をいただきたいこと。今後も教育委員会、学校、保護者が協力してよりよい学校となるよう工夫をいただきたい旨の意見集約があった。

#### イ まなび教育推進プラン(中間案)について

##### 【報告】

教育企画監から、全国学力学習状況調査の結果を踏まえ、すべての子ども達に質の高い学力を身につけさせる取り組みとして、具体的な充実策の検討を進めている旨の説明の後、現状と課題の概要について説明があった。本中間案では、施策の基本方針として、①学力の基礎となる言語力の育成を図り、小学校入学前の段階から一貫したシステムを構築すること。②子どもたちの学習環境の充実と生活環境の確立を図るため、学校、家庭、地域社会の連携を深め、社会総がかりの取り組みを推進することの2点を掲げ、その具体的な取組例を記載したこと。この中間案により、10月20日からパブリックコメントを実施し、府民の皆様の意見を踏まえて、最終案をまとめていく旨の報告があった。

##### 【意見等】

委員長から、重要な課題であるため、パブリックコメントによる意見を取りまとめ、しっかりと取り組んでいただきたい旨の意見集約があった。

#### ウ 教員採用試験及び学校管理職選考試験の改善について

##### 【報告】

教職員課長から、大分県での教員採用選考試験の不祥事を受けて、全国トップクラスの透明性の高い試験の実施を目指すため、教員採用選考試験及び今後の学校管理職選考試験について改善を行う旨の説明の後、それぞれの改善内容について報告があった。

##### 【意見等】

委員から、今後も継続して透明性を高めていくよう検討を続けることが必要であり、府民目線の意見を取り入れる仕組みも検討いただきたい旨の意見があった。また、教員採用選考試験における面接試験の実施形態及び方法について質問があり、教職員課長から、一次試験と二次試験のいずれでも面接試験を導入していること、二次試験では個人面接のほか、授業形式で行う指導力実践テストを実施し、人物を重視した選考を行っている旨の説明があった。

#### エ 相楽郡東部広域連合（仮称）の設立について

##### 【報告】

笠置町、和束町及び南山城村の相楽東部3町村について、広域にわたる広報誌の発行、保健福祉組織の設置・運営並びに教育事務の全部を行う広域連合の設立準備

が進められている旨の説明の後、現在検討されている広域連合の概要について報告があった。

#### (4) 協議事項

##### ア 新しい職の設置について

###### 【報告】

教職員課長から、昨年6月の学校教育法の改正において、副校長、主幹教諭、指導教諭という新しい職の設置が可能になったこと。昨年度から学校組織運営体制のあり方について市町村教育委員会、保護者、学識経験者の方からの意見を伺い検討を進め、①学校教育に対する期待に応える学校経営、組織体制の構築、②教員が児童生徒一人一人に向き合うことができる環境作りの推進、③大量退職時代における優れた指導技術の継承と現地現場主義による人材育成の推進の3つの観点から、これらの新しい職の設置が必要と考え、今後、関係機関との調整を進めていきたい旨の説明があった。

###### 【意見等】

委員から、職の設置は学校現場の課題に応える有意なものであるが、現場の声を反映するよう留意が必要であること。一度配置をすれば必要がなくとも配置し続けるということがないよう考えていただきたい旨の意見があった。また、教員の事務的作業による多忙化の課題と新しい職の設置に関連した教育指導の充実に向けての検討状況について質問があり、管理部長から、調査事務や校務に係る事務作業、部活動指導など教員の状況は非常に厳しく重要な課題と考えていること。事務処理に関して、現在3地域を指定し、事務の効率化や集約化について検討を進めており、新しい職の設置を含め総合的に課題解決に向けた検討を進めていきたい旨の説明があった。

#### (5) 議決事項

##### ア 第42号議案 平成20年度京都府教育功労者表彰の被表彰者の決定について

【非公開】

[原案どおり可決。]

##### イ 第43号議案 平成20年度京都府委員会附属機関の委員等表彰の被表彰者の決定について 【非公開】

[原案どおり可決。]

##### ウ 第44号議案 教育委員会制度発足60周年市町村教育行政功労者表彰被表彰者の決定について 【非公開】

[原案どおり可決。]

エ 第45号議案 小学校校長及び教員の懲戒処分について 【非公開】

[原案どおり可決。]

(6) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府教育委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項について、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに議決。

(7) 閉会

委員長が閉会を宣告

署 名

大 橋 委 員 長

冷 泉 委 員

岩 田 委 員

畑 委 員

谷 口 委 員

田 原 教 育 長

事 務 局 職 員